

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

所属名	長寿推進課
担当者名	湯川洋行

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第8期介護保険事業計画に記載の内容			令和3年度(年度末実績)			
	区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
掛川市	①自立支援・介護予防・重度化防止	掛川市の、2020年4月1日現在の高齢化率は27.2%と全国平均をやや下回るものの、今後さらに高齢化が進み、認知症や一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加も予想されることから、制度の持続可能性を確保しつつ、実効性のある介護予防体制の更なる充実をはじめ、様々な問題に適切に対応していくことが必要であり、今後においても「地域包括ケア」のさらなる充実と、高齢者福祉施策の推進に取り組んでいくことが重要である。 令和2年度には、新型コロナウイルスの影響で、多くの通いの場の活動が、中止、自粛となり、閉じこもりによるフレイル化が懸念される。高齢者がなるべく要介護状態にならず自立した生活を送ることができるような介護予防事業の充実や、通いの場の充実、高齢者の社会参加の促進が必要である。 また、介護サービス利用者が、サービス利用から自立できるよう、地域リハビリテーションの推進が必要である。	自立支援・介護予防・重度化防止	①介護予防普及啓発事業 ・かけがわ健活プログラム 実参加人数 R3 30人 R4 35人 R5 40人 ・おでかけ講座 派遣回数 R3 10回 R4 10回 R5 10回 ・がんばれ！筋ちゃん体操 延べ参加人数 R3 1,100人 R4 1,100人 R5 1,100人 ②地域介護予防活動支援事業 ・介護予防ボランティア修了者数(累計) R3 80人 R4 90人 R5 100人 ・介護予防ボランティア定例会 開催回数 R3 10回 R4 10回 R5 10回 ・自主グループ活動 延べ参加人数 R3 1,830人 R4 1,835人 R5 1,840人 ③地域リハビリテーション活動支援事業 ・リハビリ職派遣回数(ふくしあ、長寿推進課) R3 39回 R4 39回 R5 39回(介護事業所等) R3 12回 R4 12回 R5 12回(通いの場) R3 100回 R4 125回 R5 140回 ・かけがわ健康カレッジ運営に従事するリハビリテーション専門職 延べ人数 R3 200人 R4 200人 R5 200人 ④生活支援体制整備事業 ・通いの場 か所数 R3 122か所 R4 127か所 R5 132か所 ・通いの場 参加人数 R3 2,580人 R4 2,680人 R5 2,780人	3月末状況 ①介護予防普及啓発事業 ・かけがわ健活プログラム 実参加人数 31人 ・おでかけ講座 派遣回数 4回 ・がんばれ！筋ちゃん体操 延べ参加人数 952人 ②地域介護予防活動支援事業 ・介護予防ボランティア修了者数(累計) 82人 ・介護予防ボランティア定例会 開催回数 15回(合同1回、スマイルステップ8回、筋ちゃん体操6回) ・自主グループ活動 延べ参加人数 1,685人 ③地域リハビリテーション活動支援事業 ・リハビリ職派遣回数(ふくしあ、長寿推進課) 108回(介護事業所等) 7回(通いの場) 91回 ・かけがわ健康カレッジ運営に従事するリハビリテーション専門職 延べ人数 164人 ④生活支援体制整備事業・一般介護予防事業(R2実績) ・通いの場 か所数 79か所 ・通いの場 参加人数 1,621人	○	・自立支援型地域ケア会議については、令和4年度より、自立支援に資するケアマネジメントを基本とした地域ケア会議の実施を計画的に行うこととしている。 ・介護予防ボランティア育成講座を修了し、介護予防推進員として活動を始めるが、継続できず、辞退される方がいた。継続して活動できるよう、講座内容の検討が必要である。 ・今後はさらに地域の通いの場が拡充されるため、令和4年度は講座回数を増やし、地域の通いの場の担い手となる介護予防推進員を養成していく。 ・地域リハビリテーション活動支援事業では介護事業者からの依頼が少ない状況であり、リハビリ専門職の活用について周知が必要である。 ・介護予防事業を多くの市民に広めていくための周知活動が必要であり、市公式LINEなど、SNSを活用した情報発信に取り組んだ。 ・新型コロナウイルス感染状況の影響により開催を自粛した期間もある。今後も感染状況を踏まえ、対策を行ったうえで開催を継続していく。
掛川市	②給付適正化	2015年に、介護給付適正化システムを導入し、過誤の可能性が高い給付、必要性の確認を要する過剰な給付、偏りや給付の不足がないか等を抽出し、ケアプランの点検を行っているが、高齢化の加速に伴う介護給付費の増加は避けられないため、今後も引き続き、給付内容の確認等を行い、不適正な給付をしないように取り組んでいく必要がある。	介護給付適正化	①認定調査状況チェック R3:全件実施 R4:全件実施 R5:全件実施 ②ケアプラン点検 各年度(対面:8件、主任介護支援専門員と協力:8件) ③住宅改修等の点検 ・住宅改修の点検 各年度(書類点検:全件、現地調査:3件、リハビリテーション専門職の支援:3件) ・福祉用具購入・貸与の点検 各年度(書類点検:全件、事業所への問い合わせ又は現地調査:15件、リハビリテーション専門職の支援:3件) ④医療情報との突合・縦覧点検 各年度(国保連へ委託の実施) 縦覧点検各年度(市職員による実施 4帳票/月) ⑤介護給付費通知 ・介護給付費通知発送 各年度1回 ・給付実績の活用 各年度(1帳票/月)	①認定調査状況チェック R3年度 全件実施(3,199件) ②ケアプラン点検 対面:16件、主任介護支援専門員と協力:16件 ③住宅改修等の点検 ・住宅改修の点検 書類点検:全件、現地調査:17件、リハビリテーション専門職の支援:17件 ・福祉用具購入・貸与の点検 書類点検:全件、事業所への問い合わせ又は現地調査:16件、リハビリテーション専門職の支援:16件 ④医療情報との突合・縦覧点検 国保連へ委託の実施 縦覧点検(市職員による実施 4帳票/月) ⑤介護給付費通知 ・介護給付費通知発送 1回 ・給付実績の活用 1帳票/月	◎	要介護認定の適正化、住宅改修の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知等の各事業は実施できているため、各事業において専門職の人員の要請と確保により、さらに充実を図る。